第五部　経過規定及び最終規定

第三十条　効力発生前の事実及び決定

1　この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

2　この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3　第七条1又は3の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4　この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5　この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第三十一条　給付の額の改定、権利の喪失及び権利に係る時効

1　この協定の効力発生前に決定した給付の額については、この協定の適用により当該給付の額が増加することとなる場合には、受給者の申請に基づいて改定する。

2　1に規定する受給者の申請又はこの協定の下で取得される給付を受ける権利の確立に必要な年齢に達している受給者による当該給付の申請が、この協定の効力発生の日から二年以内に行われる場合には、この協定の適用により生ずる権利は、当該効力発生の日に取得される。この場合において、権利の喪失又は権利に係る時効に関する各締約国の法令の規定は、これらの申請には、適用しない。

3　2に規定する申請が、この協定の効力発生の日から二年を経過した後に行われる場合には、喪失していない権利又は時効が完成していない権利については、各締約国の法令に従って決定する。

第三十二条　効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第三十三条　有効期間及び終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2　この協定が1の規定に従って終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

3　両締約国は、2の規定に従うことを条件として、この協定の終了の日までに有していた両締約国の法令による保険期間の取扱いについて相互に協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年十月十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　城内実
ルクセンブルク大公国のために
　エティエンヌ・シュナイダー

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG
ON SOCIAL SECURITY

Japan and the Grand Duchy of Luxembourg,

Being desirous of regulating their mutual relations in the field of social security,

Have decided to conclude an agreement on social security as follows:

PART I
GENERAL PROVISIONS

Article 1
Definitions

1. For the purpose of this Agreement,

(a) The term "Luxembourg" means the Grand Duchy of Luxembourg;

(b) The term "national" means,

as regards Japan,
a Japanese national within the meaning of the law on nationality of Japan,

as regards Luxembourg,
a person of Luxembourg nationality;

(c) The term "legislation" means,

as regards Japan,
the laws and regulations of Japan concerning the Japanese pension systems and the Japanese health insurance systems specified in paragraph 1 of Article 2,

as regards Luxembourg,
the laws, regulations and statutory provisions concerning the branches of social security of Luxembourg specified in paragraph 2 of Article 2;